

令和6年(つ)第1号付審判請求事件

決 定

請求人 野 村 一 也

5 上記の者から、被疑者を宮谷内留雄、金秀行、山内勲、富樫順悦、難波修二及び永井浩とする刑事訴訟法262条1項による付審判の請求があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件付審判請求をいずれも棄却する。

10 理 由

1 申立ての趣旨等

請求人は、被疑者らに係る公務員職権濫用等被疑事件について、札幌地方検察庁岩内支部検察官が令和6年7月12日にした不起訴処分に関して、被疑者宮谷内留雄、同金秀行及び同山内勲の加重収賄罪並びに被疑者富樫順悦、同難波修二及び同永井浩の公務員職権濫用罪につき、その不起訴処分に不服があるとして、事件を地方裁判所の審判に付することを求める。

2 当裁判所の判断

(1) 本件請求書には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実が記載されておらず、刑事訴訟規則169条が定める法令上の方式に違反する。

20 また、その点を措くとしても、以下のとおり、本件請求は棄却を免れない。

(2) 被疑者宮谷内留雄、同金秀行及び同山内勲の加重収賄罪について

請求人は、上記被疑者らの加重収賄罪の付審判を求める。しかしながら、付審判請求の制度は、一定の犯罪について告訴又は告発をした者が、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときに行うことができるものであるところ、加重収賄罪（刑法197条の3）は、付審判請求の対象として列挙された犯罪ではないから（刑事訴訟法262条1項参照）、加重収賄罪に係る付審判請求は

法令上の方式に違反する。

また、検察官が公訴を提起しない処分をしたことが付審判請求の前提となるのであり、検察官の公訴を提起しない処分が存在しない場合には、請求が法令上の方式に違反するものと解されるところ、一件記録によれば、上記加重収賄罪に関する5は、検察官による公訴を提起しない処分がされていないと認められるから、この点でも法令上の方式に違反する。

したがって、その余の点について検討するまでもなく、上記加重収賄罪に関する付審判請求は、法令上の方式に違反するものである。

(3) 被疑者富樫順悦、同難波修二及び同永井浩の公務員職権濫用罪について

10 一件記録によれば、上記被疑者らの公務員職権濫用罪について、検察官は、捜査の結果を踏まえ、別紙記載の事実を告発事実の要旨として、犯罪の構成要件に該当しないとの理由で公訴を提起しない処分をしたことが認められる。

公務員職権濫用罪の構成要件は、「公務員が」、「その職権を濫用して」、「人に義務のことを行わせ」又は「権利の行使を妨害した」ことである。

15 請求人は、告発状や告発補充書において、請求人の陳情に対して不当に長期間を費やしながら杜撰な審査をしたと主張するものの、「人に義務のことを行わせ」又は「権利の行使を妨害した」の要件については、いかなる事実をその具体的な事情として主張するのか判然としない。

20 一件記録を検討しても、請求人の陳情に対する上記被疑者らの対応により、請求人に何らかの義務のことを行わせたとの事実は認められない。また、陳情の審査結果と犯罪の時効完成とは無関係であるから、仮に陳情の審査の遅延等があったとしても犯罪の時効完成を招いたということはできないから、そのような主張は失当である。「権利の行使を妨害した」というためには、観念的・抽象的な権利の妨害では足りず、具体化された権利の現実的な行使が妨害されることが必要であると解されるところ、請求人が陳情をすること自体は妨げられていないし、その他に、請求人の権利の正当な行使が妨げられたとは認めら
25 れていなし、

れない。

そうすると、犯罪の構成要件に該当しないとの理由で公訴を提起しないとした検察官の処分は正当であり、被疑者富樫順悦、同難波修二及び同永井浩の公務員職権濫用罪に関する付審判請求は理由がない。

5 3 よって、本件付審判請求は、法令上の方式に違反する又は理由がないものであるから、刑事訴訟法 266 条1号によりその請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和6年10月 29日

10 札幌地方裁判所小樽支部

裁判長裁判官 大倉 靖



15 裁判官 池上 恒太



裁判官 滝嶋 秀輝



別紙

被疑者富樫順悦、同難波修二及び同永井浩は、蘭越町議会議員として、議会活動に従事していたものであるが、令和3年2月12日に請求人が同議会に提出した「チセヌプリスキ一場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情書」の審査に関し、請求人の権利の行使を妨害しようと考え、同年9月15日、同議会総務・文教委員会が陳情の不採択を報告し、同年12月14日に請求人が提出した「陳情の審査結果に対する異議申立書」に対して、同月21日、これを審議しないことを決定し、公正を欠く稚拙な審査・審議をし、不当に審査・審議に時間をかけることによって犯罪の時効を完成させる結果を招き、もって、職権を濫用し、
10 請求人の権利の行使を妨害した。

以上

これは謄本である
令和6年10月29日
札幌地方裁判所小樽支部
裁判所書記官 福島 達

